

第 25 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（2019 年 1 月 16 日）における吉田委員からの照会への回答

問 里親委託されている子どもが精神科などに入院した際、2 ヶ月、3 ヶ月と長期間の入院が必要となることがある。

2019 年度予算案の新規事業として「医療連携支援コーディネーター配置事業」が創設されるとあるが、この事業を活用して配置された医療連携支援コーディネーターは、一時保護されている子どもに限定せず、里親委託されている子どもが入院した際の退院に向けた調整等を行うことも可能なのか。

(原文)

質問させていただきたいのですが、36 の下の児童相談所体制整備事業の医療連携支援コーディネーター配置事業について、お尋ねしたいのですが、この医療連携支援コーディネーターを設置される対象となる子どもたちですが、うちでも精神のほうの病院に入院しているお子さんをお預かりしておりますが、そういう子どもたちに対しても、退院後コーディネートしていただいて、それから後、どんな人生を送るかということを支援していただける対象になるのかどうかを、ちょっとお聞きしたいというのと。精神科は1カ月、2カ月、3カ月という単位で入院しますので、こういうコーディネーターは必要じゃないかと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。

答

- 医療機関等における一時保護の期間が必要最小限となるよう、病院との間における子どもの退院に向けた調整等を図るための職員を児童相談所に配置するための費用の補助として「医療連携支援コーディネーター配置事業」を創設したところ。
- 里親委託されている子どもが精神科などに入院した際には、手術や投薬に関して、児童相談所が親権者等と調整に当たることから、入院中から子どもの状況を把握し、保護者との円滑な調整、適切な退院先の確保や退院後必要な支援へつなぐために医療連携支援コーディネーターを活用することも差し支えない。

第 25 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（2019 年 1 月 16 日）における北川委員からの照会への回答

問 社会的養護自立支援事業における生活費支援は、就学している者は月額 11,020 円の補助であるが、就学・就労していない者は月額 50,540 円の補助となっている。この単価はどのような根拠で設定されているのか。

（原文）

何人かの里親さんから質問やメールが来ていまして、20 歳、措置延長を過ぎてから 22 歳まで、この支援事業ができたのはうれしかったのですが、例えば専門学校に行っている子どもとか大学に行っている子どもの生活支援費が 1 万 1020 円というのは、就学・就労していない方は 5 万 540 円で、この辺がどうなのだろうという質問が来ていたので、ここの根拠となることを教えていただきたいと思えます。

答

- 社会的養護自立支援事業における生活費支援は、児童入所施設措置費における自立援助ホームの一般生活費単価を準用しているもの。

- 児童入所施設措置費における自立援助ホームの一般生活費については、基本的には月額 11,020 円である。
ただし、障害等を有しており、就労等が困難で収入がない者については月額 50,540 円としているものである。

※単価は平成 30 年度単価